

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

防災・減災貸付

【事業継続計画(BCP)】

対象者

・事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う方

信用保証協会の独自制度
「BCPサポート保証」が活用可能
(保証料率が通常より10%割引)

融資金額

1億円
以内

融資期間

10年以内
(うち据置1年以内)

融資利率

固定金利	
3年以内	年1.1%
5年以内	年1.3%
7年以内	年1.5%
10年以内	年1.7%

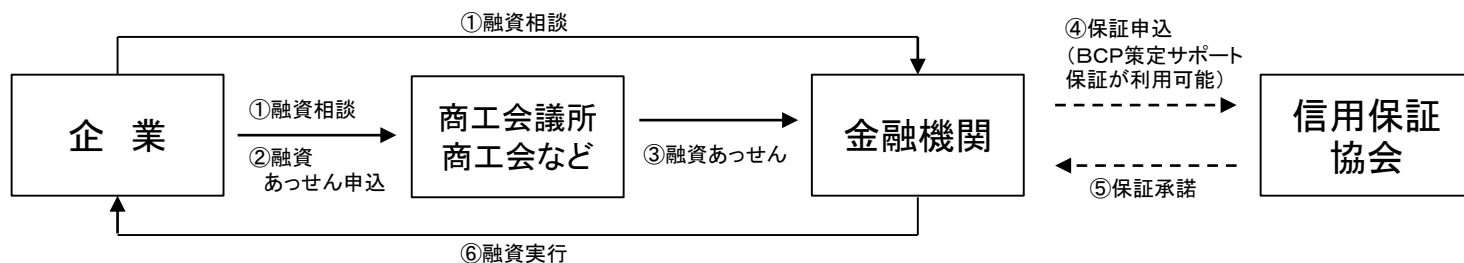
変動金利
年1.1%

※融資期間が3年を超える場合に限る

融資条件

融資対象	BCPを策定し、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業者等
資金使途	BCP策定のための必要経費または策定したBCPに基づく防災・減災対策資金 例：水害に備える地盤や基礎のかさ上げ費用、停電時のためのバックアップ電源購入費用 消防資機材・応急給水資機材購入費用、備蓄倉庫や防災用設備の設置 など
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% 【変動金利】 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある (道の制度と連携した信用保証協会の独自保証制度『BCP策定サポート保証』がご利用いただけます。) ※BCP策定サポート保証はH32.3.31までの取扱期間となります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

